

令和7年第4回長与町議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 令和7年 12月 2日  
本日の会議 令和7年 12月 5日  
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 下町純子議員	2番 堀真議員	4番 岡田義晴議員
5番 八木亮三議員	6番 松林敏議員	7番 西田健議員
8番 浦川圭一議員	9番 中村美穂議員	10番 安部都議員
11番 金子恵議員	12番 山口憲一郎議員	13番 堤理志議員
14番 竹中悟議員	15番 西岡克之議員	16番 安藤克彦議員

欠席議員

3番 藤田明美議員

職務のため出席した者

議会事務局長	荒木秀一君	議事課長	山口聡一郎君
課長補佐	江口美和子君	主査	村田潤哉君

説明のため出席した者

町長	吉田慎一君	副町長	荒木重臣君
教育長	金崎良一君	総務部長	青田浩二君
建設産業部長	山崎禎三君	住民福祉部長	宮司裕子君
健康保険部長	山本昭彦君	水道局長	渡部守史君
会計管理者	田中一之君	教育次長	荒木隆君
企画財政部理事	中村元則君	住民福祉部理事	細田愛二君
教育委員会理事	鳥山勝美君	契約管財課長	永野英明君
財政課長	北野靖之君	税務課長	福本美也子君
土木管理課長	藤崎隆行君	産業振興課長	永石大祐君
福祉課長	川内佳代子君	こども政策課長	村田佳美君
健康保険課長	森本陽子君	介護保険課長	峰修子君
教育総務課長	久原和彦君	生涯学習課長	中尾盛雄君

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 10時20分



○議長（安藤克彦議員）

皆さんおはようございます。本日の会議を開きます。

日程第1、議案第72号長与町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○5番（八木亮三議員）

議案第72号について質疑をさせていただきます。この議案第72号と次の73号はいわゆるこども誰でも通園制度に関するものだと思いますが、来年度から本町でも対象となるわけですが、この72号の中で利用定員に達していない保育所や認定こども園などがその余裕を活用するタイプと、誰でも通園の利用者のための一般型というのがあると第20条に書いてありますが、余裕活用型の場合はこの事業者は新たに職員を増員する必要はなくて、一般型の方だとこのこども誰でも通園制度のために職員の配置が必要なのか、余裕活用型でも新たに職員の配置が必要なのかを伺います。もう1点、こういった職員、また施設の部屋とか設備ですね、受入体制に余裕があるこういった保育関連の事業所、多いわけではないと思うんですが、本町でもこの来年度のこども誰でも通園制度の制度開始と同時に、もうこの利用者受け入れ可能な事業所があるのか。実施予定の事業者数と全体で何名程度このこども誰でも通園制度、本町の事業者では利用可能な見込みなのか、これを伺います。

○議長（安藤克彦議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

まず1点目なんですけれども、一般型の施設につきましては、職員を増員していただく必要がございます。それから2点目の余裕型、一般型ですね、こども誰でも通園制度の方をまず令和8年度からできるのかというご質問だと思うんですけど、それにつきましては今事業所の方とちょっと話を詰めさせていただいてるところなので、具体的にできますよっていうところの事業所はございません。ただ高田保育所も含めまして4月から活用できるように検討しているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第72号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第2、議案第73号長与町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、八木議員。

○5番（八木亮三議員）

73号についても質問をさせていただきます。このこども誰でも通園制度については、今年度までにもう既に試行的に実施している自治体が幾つかあるようですが、このもう試行的に実施している自治体では基本的に利用者、利用者というか保護者ですかね、利用者から1時間300円程度を徴収するというのが一般的なようですが、本町でも来年度以降の実施の際その予定なのか。また利用時間について月に10時間という上限があると聞いてますが、これも本町でもそのようになるのか伺います。

○議長（安藤克彦議員）

こども政策課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

まず1点目の利用料についてでございますが、今までは令和7年度につきましては確かに補助金の方で支給をされておりましたので、国の一定の基準として300円というのがございました。ただ今後令和8年度につきましてはまだ国が検討されてる段階ですので、決まり次第お示しをされる予定でございます。それから2点目の時間についてでございます。基準は10時間ということでございますが、令和8年度以降、3時間から10時間、それ以上についても経過措置等もありまして、まだはっきりとは決まっていない状況です。今後、受け入れをされる施設とかいろんな所とお話をさせていただきながら、大体10時間をめどには思っておりますが、国の動向も見ながら考えていきたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっております議案第73号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第3、議案第74号長与町立高田学園の設置に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっております議案第74号は産業文教常任委員会に付託します。

日程第4、議案第75号長与町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっております議案第75号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第5、議案第76号長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第76号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第6、議案第77号長与町火入れに関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第77号は産業文教常任委員会に付託します。

日程第7、議案第78号財産の処分についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただ今議題となっています議案第78号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第78号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第78号の討論を行います。

まず、反対討論はありますか。

次に、賛成討論はありますか。

11番、金子議員。

#### ○11番(金子恵議員)

それでは議案第78号に賛成の立場から討論いたします。西側埋立地の利活用は長与町にとって重要な政策課題であり、今回の事業は地域産業の活性化や将来のまちづくりに寄与する可能性を持つものです。契約先企業についても、一定の実績と信頼が示されており、本事業に対する姿勢も評価するものです。よって、事業そのものには賛同し、契約内容について妥当であると判断し、本議案に賛成いたします。しかしながら、その上で本件に至る行政の進め方には見過ごすことのできない課題があったことを指摘しなければなりません。特に公告、公示を行わず、随意契約で進めた点です。公共財産の売却は、公平性、透明性、競争性を担保しなければなりません。そのため公告や公示を基本とし、複数の意向者が存在する可能性を前提に比較や検討を行う姿勢こそ必要です。今回のように公告、公示を行わず協議が進んだことは、結果として町が意向者の存在や可能性を十分に客観視しないまま、1者との交渉に偏って進めてしまった印象を与えるものです。行政の判断のみによって、希望者の可能性を狭めてしまうことがあるならば、それは公的財産の売却として望ましい姿とは言えないと思えます。公共財産の扱いは町の説明だけで完結してよいものではなく、客観的な手続きによって住民に説明できる形で進められるべきです。公告や公示を行った上で公平に比較できる方法があったのではないかと今でも思っております。今回契約内容に賛成することは事業の前進を肯定する立場によるものであり、手続の進め方については引き続き改善を求めたいと思えます。

よって、今後の行政運営においては、公共財産の売却に当たって公告、公示を基本とし、随意契約はあくまで例外として根拠と必要性を明確に示すこと、また行政の判断によって意向者の可能性を狭めることのない仕組みを検討するとともに、住民に対して説明責任と透明性を確保する姿勢を徹底されるよう強く求めたいと思います。以上申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、反対討論はありますか。

次に、賛成討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第7、議案第78号財産の処分についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第79号令和7年度長与町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

5番、八木議員。

○5番（八木亮三議員）

議案第79号補正予算（第4号）につきまして、所属しております委員会所管分ではないところで1点質問をさせていただきます。説明書の方では、20、21ページになると思いますが、2款5項2目1節基幹統計調査費の報酬ですが、これは今年度実施された国勢調査のものだと思いますが、この分の予算は今年度当初予算で調査員200人分、1,225万9,000円が予算計上されておまして、国勢調査の調査活動自体は全て終了していると思うんですが、なぜ追加の補正が必要なのかを伺います。

○議長（安藤克彦議員）

中村企画財政部理事。

○企画財政部理事（中村元則君）

予算に関する説明書、20、21ページ、2款5項2目1節報酬につきましてご説明いたします。今回の増額要因としては3点、前回の国勢調査を参考に調査区数を設定していましたが、実績といたしまして調査区数が14増えたことが1点、それから指導員、調査員の単価基準が改正され増額になったことが2点目、3点目として新たに追加された事後報告会に係る指導員、調査員報酬が必要になったこととございます。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

今ご説明のうち追加された報告会というのがあるという部分には一定は理解できるん

ですが、その基準が改正されたっていうのがちょっとよく分からないんですね。というのは、予算というのは当然承認されて初めて執行できるものでありまして、国勢調査委員の方々は既に調査業務を終えていると。既に終えた業務の報酬を追加で増額する、そして支給するというのは、平たく言うところの予算が承認されなければ追加分については受け取れないという建て付けになるかと思うんですね。国勢調査員っていうのは多くの人があまりやりたがらない大変なお仕事で、これを引き受けてくれた方々に対して、国の基準が途中で改正されたとはいえ、もう既に完了した仕事に対して言わばこの追加を補正がなければやった仕事に対する満額が支給されないということになるわけですよ。今回の追加補正分も含めて、既にもし全額報酬を受け取っているのであれば、その基準が改定されたということで、予算の承認前の執行に当たるかと思うんですね。で、そうではなくて、まだ報酬は受け取っていないということであれば、すみません、今回追加補正しない分、元々当初予算計上されてた分の報酬は、既に受け取っていて、今回の補正後の増額分を予算承認後に追加で支給するのか。それとも、もうこの追加補正分も見込んだ満額を受け取っているのか、それとも全くまだ報酬自体を受け取っていないのか、これはいずれでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

企画財政部理事。

○企画財政部理事（中村元則君）

最終的には実績に応じて指導員、調査員報酬が決まるため、現在積算の方を行いまして、報酬を支払う準備を進めているところでございます。今回ですね、国からの追加交付が7月10日、10月6日とありまして、こちらの方なども踏まえまして、国の交付額を詳細に分析していれば早期に対応できました事案でありますので、今後このような事態が起きないように善処してまいります。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

分かりました。そうですね、ちょっと今のご説明である程度、ほぼ分かったんですが、ちょっと繰り返しですが、もちろんこれは国の事業であって、歳入自体も県からの支出金ですよ。ですが、まだ受け取っていないということですが、ちょっと繰り返しですが、今回の補正が承認されなければその分はもらえないという、建前上という大変ですが建て付けはそうですね。やはりもう既に完了した業務に対して、報酬が満額支給できない可能性のある予算計上というのは、やはりちょっと問題があると思うんですね。つまり、先ほどの最初のご答弁で前回の報酬等などから算出して当初予算ということでしたが、本来はそれが一定改定されて、少し最終的に増えても、満額支給できるように形を取っていないといけないと思うんですね。つまり例えばですが、県からの支出金はこれだけというのが決まっていますが、今回のような場合に備えて、一般財源で少しちよっ

と余裕を持って、あらかじめ当初予算で報酬を計上しておく。で、もし本当にその増額があって、一般財源から支出した分でも当然全額後から県から来るわけですから、後で本町の一般財源から支出した分に補填というか、財源組替すればいいんじゃないか。そうすることで、途中で報酬が上がっても調査員の方には満額支給できる、いわゆる担保ができると思うんですね。なので、5年に1回あるわけですから、つまりまだ先ですが、5年後こういったことにならないように当初予算計上を少し考えるべきかなと思うんですが、改めていかがでしょうか。そういう今説明してること分かりますかね。5年後の調査の報酬の担保、ちょっと考えていただくことはできないか。最後をお願いします。

○議長（安藤克彦議員）

企画財政部理事。

○企画財政部理事（中村元則君）

ご提言ありがとうございます。5年に1度調査ということでなかなか前回報酬が上がったとかそういう事態がありませんでしたので、なかなかうまく対応できなかった部分もごさいます。また、実際調査員が想定以上に減りましたので、その減額要因もありまして既定の予算内で執行できるものと判断しておりました。その点につきましては本当に甘い判断だったと反省しているところでございます。次回このようなことが起きないように善処したいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

他に質疑はありませんか。

暫時休憩いたします

（暫時休憩）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第79号は総務厚生常任委員会および産業文教常任委員会に分割付託します。

日程第9、議案第80号令和7年度長与町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第80号は総務厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。ただ今各常任委員会に付託しました議案第72号から議案第77号、議案第79号、議案第80号のは8件は、会議規則第46条第1項の規定によって、12月11日までに審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第72号から議案第77号、議案第79号、議案第80号の8件は、12月11日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定しました。各常任委員長は審査の結果を12月11日までに議長に報告願います。

日程第10、発議第1号長与町議会議員定数条例の一部改正についてを議題とします。提出者の浦川議員、壇上をお願いいたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、八木議員。

#### ○5番(八木亮三議員)

発議第1号について質疑をさせていただきます。定数等については、それぞれの議員の考えがあると思いますので、決して間違ってるとか正解っていうことはないと思うんですが、ちょっとせつかく問題提起にもなる提出を頂いてるので、提出者のお考えを伺いたいというところで3点ございます。1点は、これから議会運営委員会が定数と報酬もですかね、について、町民団体の代表者の方などから意見聴取であったり、それに基づいた議論を行おうと予定、準備されている中で、あえて先んじてというか、今この発議を出された、今出された理由が1つですね。それから、個人的にはこの一般会計予算決算を多くの人数、つまり全議員で審査することには賛成なんですけど、定数を13にして、議長を除く12人で審査するのではなくて、もう現在の定数のまま、議長を除く15人で審査するような形であればいいのかなと、定数と関係なくですね、それでは駄目なのかというか、その点の考え。もう1点が、議長除いて12人ですと、総務厚生、産業文教それぞれの常任委員会の定数が半分6ということになるろうかと思いますが、発議の中にあるように予算決算は全員、つまり12人で審査することで今よりもおっしゃられる深掘りした充実した審査になる一方で、委員会が現在の8または7よりも1人ないし2名少なくなって、委員会の審査の方が手薄になるというところがあるかと思いますが、その点をどうお考えになっていらっしゃるか、この3点を伺います。

#### ○議長(安藤克彦議員)

浦川議員。

#### ○8番(浦川圭一議員)

まず1点目でございますけども、今議会運営委員会の方で議会改革プロジェクトというのを作られて、今後議員定数についても議論をしていくということで、そういう話があるのは存じ上げております。ただ私が今回ですね、この提案をしようというように考えたのが、9月議会のたしか前後ぐらいで、そのことを12月議会で行いますということを、議会事務局長の方に申し入れをしましたのが9月議会の前後なんですね。だからその時には全く私はこういうのは話ができているというのは思ってなかったものですからですね。それで議会事務局長にそういう一応出すっていうことで、その時に併せて申し入れたのが、何分この議員発議なんていうのは私も経験上あまり見たこともない

し、やったことももちろんなかったんで、初めてのことでしたので、前もってこう事務局に申し入れをしてですね、そして必要であれば、議長とか議運長とか今後の議会運営に支障等、もし来すようなことがないように、事務局長が必要であれば、別に秘密にすることでもありませんでしたので、こういうことで出すというようなことで予定をされているようですよということでお伝えしていただいて結構ですからということをし添えて、それで今回の発議の提案に至ったとこういうことでございます。次に2点目は、当然それで結構なんですけど、16人ですね。提案理由の中にも書いていたんですが、16人は私はちょっと多過ぎるんじゃないかなと思いがあって、なんでかといいますと16人一堂に会して審査する部屋が果たしてあるのかなというのもありまして、ここの議会の4階の中にですね、全員協議会室が座られんことはないんですが、執行部もたぶん多い時にはかなりの人が来ますのでですね。なかなか16人では運営がしづらいだろうというふうな思いもありまして、それぐらいの思いでございます。3点目は今の常任委員会ですね。これがあくまでも常任委員会は、今回について物申すことはないことも書いとったんですけども、当然減った時にどうするか、そこは新たな構成の中でもう常任委員会も廃止して1つにしてもいいんじゃないかとかいう意見もあるかもしれないですね。そうするとまだいろんな条例の議案とか他の議案についても全員でやるようになるわけですね。だからそこまでは今回私の方からは言及してないんですが、やり方はもう少なくなった中で考えていただくようなことになろうかなというふうに、そういうふうに思っております。

○議長（安藤克彦議員）

他に質疑はありませんか。

14番、竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

今の同僚議員の第1番目の質問とちょっとかぶるんですけどね、私たち議会運営委員会は9月に皆さま方に全協の中でこのプロジェクトを作ると、内容の詳しい点、それから日時については、その後報告をするということで、12月に報告をさせていただいた経緯があるんですね。私たちの場合は、このプロジェクトを作ってるのに、なぜ時期的になぜ今されるのか、そして先ほど話お話をされたけど、出されるということで私も個人的にお話をさせていただいて、もうちょっと待てんかという話をした経緯がありますね。しかし、今度出すというふうな固い決意だったもんですから、私もそれはもう容認したわけですけど、なぜ今出さなくちゃいけないのかということをお尋ねします。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

先ほどの答弁とちょっと重なるかもしれませんが、私の思いの中では、前回議員報

酬の改定の時に上げる改定だったんですが、これは執行部からの提案であったわけですが、私の中では本来であれば、併せて議員定数のどうあるべきか等も含めてそういうものも議論すべきじゃなかったのかなというような気持ちはずっとありましてですね。それでどっかでこの提案をしようとは思ってたんですが、そういった中で9月に申し入れをしたということなんですよ。それで先ほど申しましたように、議長とか議運長には声をかけていただいとって結構ですからちゅうところを多分受けられてですね、委員長の方から声をかけていただいて、それでその時は立ち話程度で、たしか出すとげなねとかですね、それぐらいのレベルの話だったと思うんで、その後に2度か3度話をそういう形で少しさせていただいたと思うんですが、その中でこういうことを考えているということをお前は聞かせていただいたというふうに認識をしてるんですよ。だからその時はもう既にこう出す準備をしとったもんですから、どうしても出させていたきたいということで、改選が再来年の4月になろうかと思うんですけども、もうちょっとそういう意味でも12月議会がベストなのかなと自分の中でちょっと考えまして、ここにおられる方で再選を目指す方もいらっしゃるでしょうし、外部にも今回目指してみようかなという方もいらっしゃるというようなことを考えれば、なるべく早い時期がいいのかなと思ひまして、そういうことで今回提案をさせていただきました。以上です。

○議長（安藤克彦議員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただ今議題となっています発議第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、発議第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから発議第1号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

5番、八木議員。

○5番（八木亮三議員）

私は発議第1号につきまして反対の立場から討論いたします。本町議会議員選挙が無投票になることが断続的に起こっていることは事実であり、定数見直しの議論を行うこと自体には反対ではございません。しかしながら行政を確実に監視し、時に是正し、要望や提案を行い、それをもって町民の利益を最大限のものにするという議会および議員の職務は、地方自治において極めて重要なものであり、定数見直しには相当な熟考と議論、十分な判断材料、根拠が必要であると考えます。現在、議会運営委員会が議員定数についての議論を行うべく、町内の各種団体の代表者の意見を聞くなどの準備を進めているということですので、そのように町民の声を参考にしながら、併せて議会内部の議

案審査や調査、その他の議会活動を行う上での合理性や実効性、必要性、適法性などさまざまな論点を熟考し、議員間でも討議を行った上で結論を出すことが望ましく、現在はまだその段階に至っていないと考えます。その前提の上で、今回の発議が求める13という定数について、現時点での個人的な考えを述べさせていただきますと、常任委員会が8人または7人で構成される現在の定数の下であっても、私自身も含め議案調査に際して、全議員が十分に活発に最大限に質疑や発言を行って、漏れのない議案審査を行っているかと町民から問われれば、僭越ながら肯定しがたいのが正直なところであります。その上にこの審査の目をさらに減らすことは、審査の正確性を損なうことになるものと考えます。病気等による欠席や辞職、死亡など不測の事態で一定期間、定数全員が出席できない事態もあり得る中で、委員会定数が6人となりますと、定足数に達する最少人数、場合によっては3人で議案を審査するということも考えられ、やはり十分な審査ができるとは言いがたいと思います。今ちょっと最大限審査できてるか言いがたいと申し上げておりますが、とはいえですね、現在の議員各位は建設関係や農業、自営業、会社員、教職員、役場職員などそれぞれが専門性を必要とするさまざまな職歴をお持ちであったり、自治会活動や地域活動、障害者福祉、PTA、育児など長年取り組まれたりされていらっしゃる皆さまであること、また女性議員が約3分の1という自治体議会としては比較的女性議員が多い議会であることで、議案審査や所管事務調査に際して、多種多様な視点や知見を持ち寄り、専門性がないと見逃してしまうような子細な部分もそれぞれが指摘したり、一般質問でもさまざまな立場の町民の代表者、代弁者となり、提案や要望を行っており、これをもって町政を確実に前に進めているものと感じております。この多様性こそ未曾有の少子高齢化や人口減少を喫緊の課題としながら、新たな価値観や技術が生まれ続ける日本社会の中でその縮図でもある地域社会を維持し、町民の利益と幸福を守るために最も必要であると同時に、現に本町議会の強みであると考えますので、3人もの削減は町民の利益に反する結果になるのではないかと危惧いたします。あくまで現在の考えであり、繰り返しになりますが、今後町民の意見聴取や議員間での討議の後に、一定の削減もやむなしと私自身の考えを改める可能性がないとは言えませんが、現段階での3人の削減には賛成できかねます。最後に、発議が指摘されております予算決算の分割付託については、指摘のとおり違法である可能性からも、また審査の最適化のためにも、4年間実際に分割審査を行ってきた実感として、私ももっと多い人数、できれば全議員による審査が望ましいと感じておりますので、今回の発議を問題提起とし、今後できれば議会運営委員会等で再検討していただければと思っておりますことを申し添えて、反対討論といたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、賛成討論はありますか。

次に、反対討論はありますか。

14番、竹中議員。

#### ○14番（竹中悟議員）

それで私は簡潔に話をさせていただきます。発議第1号長与町議員定数条例の一部を改正する件について、私は反対の立場で討論いたします。現在、議会運営委員会では、議会の在り方、議員の定数について、議会改革プロジェクトを立ち上げ、町内の各種団体や住民など約20名ほど参加をいただき、広く意見を聴取する予定になっています。その後、住民の意見を踏まえた議論を議会で行う方針を議員全員協議会でご報告をいたしました。特段の異論も出されておられません。住民の意見を踏まえて、議会内での議論をする方向性、手順を進めることが全議員の共通認識になっていると私は認識をいたしております。従いまして、議員定数削減に賛成か反対か以前の問題として、議会運営委員会で示しております住民意見を踏まえた議会内での議論を進める方向で、議員定数について議論を進めるべきだと考えています。以上の理由から、今回の発議は、議会運営委員会において現在議論を進めている状態であり、時期尚早であることを指摘させていただきます。反対討論といたします。

#### ○議長（安藤克彦議員）

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

12番、山口議員。

#### ○12番（山口憲一郎議員）

発議第1号に対して私は反対の立場で討論させていただきます。内容理由といたしましては、ただ今竹中議運長が申し述べました趣旨のとおりでありますので、反対をさせていただきます。

#### ○議長（安藤克彦議員）

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

10番、安部議員。

#### ○10番（安部都議員）

私は発議第1号に反対の立場で討論いたします。議員定数16人を13人に改めるところでございませぬけれども、本町は約4万人の人口でございませぬ。議員定数16人というのも十分ではございませぬ。13人に減らすことで、この議会制の民意を反映する立場の議会が、3人減らすことによってすばらしい議会になるのかというのはいちよつといかがなものかと考えます。そしてまた16人から13人に減らすっていう根拠もなかなか見いだせないというところではございませぬ。やはり今町議になる方が非常に少ないというところでは無投票も続いておりましたけれども、減らすことで議会の内容が濃くなるということではございませぬ。ですので、やはりそこをしっかりと分割された委員会で審査をするから全員で協議をする、そういったところでは反対はいたしませんけれども、定数を減らすことは反対としたいと思います。以上です。

○議長（安藤克彦議員）

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

11番、金子議員。

○11番（金子恵議員）

私も発議第1号に対し反対をいたします。理由は、先ほど議会運営委員会委員長が申し上げたとおり、同様でございます。以上です。

○議長（安藤克彦議員）

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

9番、中村議員。

○9番（中村美穂議員）

私は発議第1号に反対の立場で討論いたします。反対の理由につきましては議会運営委員会委員長が申し述べたとおり同様でございますので、内容についてはそのように理解していただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

1番下町議員。

○1番（下町純子議員）

私も発議第1号について反対の意見を持っております。理由は、竹中委員長が言ったものと同じでございます。以上です。

○議長（安藤克彦議員）

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

13番、堤議員。

○13番（堤理志議員）

発議第1号に反対の立場から討論を行います。反対の理由につきましては、先ほど竹中議員が討論で述べました内容と同趣旨でございますので、内容については省略させていただきます。以上です。

○議長（安藤克彦議員）

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

賛成、反対いずれでも結構です。討論はありませんか。

15番、西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

私は発議第1号に賛成の立場で討論をいたします。議員定数については現在議会運営委員会において慎重に審議を重ねております。外部講師による研修も予定されております。スケジュールによりますと、来年には町民の代表者によるご意見も聴取する予定になっているようです。しかしながら、緒に就いたばかりで、削減か現状維持か増加か結論を見ておりません。本来議会議員の数は、国においても地方においても議会制民主主義の根幹に当たるもので、軽々に論ずるものではないと思います。結果においても、慎重な議論の上の結果であるべきと考えます。しっかりした根拠の上ののっとり結果を導き出すものと考えております。今回の提案についても、提出者におかれても慎重に熟慮の上と考えますが、時期尚早との感がいたします。が、一石を投じることになるとの感じがいたしますが、もう少し事態を見てはどうかという感じながらも賛成といたします。以上です。

○議長（安藤克彦議員）

賛成、反対いずれでも結構です。討論はありませんか。

4番岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

私はこの発議第1号に対して反対の立場で討論いたします。やはり同僚議員も申し上げたとおり議会制民主主義の根幹に関わることで、やはり熟慮の上の定数というのが必要ではないかと思えます。やはり近隣、その他いろんな議会のことをつまびらかに見た時に、やはり適正な議員の人数というものは、かなりの時間を要して決定をされてる由、私もよく理解をいたしております。ということから反対をいたします。

○議長（安藤克彦議員）

賛成、反対いずれでも結構です。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第10、発議第1号長与町議会議員定数条例の一部改正についてを採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立少数）

起立少数。よって、本案は否決されました。

以上で本日の日程は全て終了しました。明日以降、委員会審査のため本会議を休会し、12月12日定刻より本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

（散会 10時20分）